

熊本高等専門学校		開講年度	令和05年度 (2023年度)		授業科目	技術者倫理概論
科目基礎情報						
科目番号	TE1505		科目区分	専門 / 必修		
授業形態	授業		単位の種別と単位数	学修単位: 2		
開設学科	情報通信エレクトロニクス工学科		対象学年	5		
開設期	後期		週時間数	2		
教科書/教材	「平成30年度知的財産権制度説明会（初心者向け）テキスト」特許庁，「ヒット商品はこうして生まれた」日本弁理士会，その他プロジェクト提示資料					
担当教員	下田 正寛,清田 公保					
到達目標						
1. 知的財産権の重要性と活用法について理解し，説明できる。 2. 特許情報の検索方法を理解し，具体的な調査対象例について検索し，報告書を作成することができる。 3. 特許出願に係る書類作成に必要な事項を理解し，基礎的な書類を作成できる。 4. 我が国におけるものづくり企業の課題と、技術者の行動指針について理解し，説明できる。						
ルーブリック						
	評価項目	理想的な到達レベルの目安	標準的な到達レベルの目安	未到達レベルの目安		
評価項目1	知的財産権の重要性と活用法	知的財産権の重要性と活用法を完全に理解できている	知的財産権の重要性と活用法を理解できている。	知的財産権の重要性と活用法を殆ど理解できない。		
評価項目2	特許の検索法と調査対象例の検索	特許の検索法を理解し，調査対象例を検索し調べることができる。	特許の検索法を理解し，具体的な例を検索し調べることができる。	特許の検索法を殆ど理解できなく，調査対象例を検索し調べることができない。		
評価項目3	特許出願に必要な書類作成	特許出願に必要な書類作成に関する事項を理解し，基礎的な書類を作成できる。	特許出願に必要な書類作成に関する事項を理解できている。	特許出願に必要な書類作成に関する事項を殆ど理解できなく，基礎的な書類を作成できない。		
評価項目4	技術者の行動指針	我が国におけるものづくり企業の置かれている現状と課題について理解し，技術者としての行動指針を説明できる。	研究を実施する際の基本的な技術者の心得を理解し，説明できる。	我が国におけるものづくり企業の置かれている現状と把握について理解できず，技術者としての行動指針を説明できない。		
学科の到達目標項目との関係						
教育方法等						
概要	弁理士を講師に迎え，知的財産，特に特許に関する講義を行う。次に，PCを用いた特許検索方法を説明し，演習により理解を深める。その後，特許出願に必要な書類の作成について学び，具体的に書類作成演習を行い，全体を通して知的財産の重要性を学ぶ。あわせて，我が国のもものづくり企業の置かれている現状と課題を理解し，技術者としてどのような行動をとるべきかについて学ぶ。 ※実務との関係 この科目は、知的財産権、特許と関連知識・書類作成等について講義形式で授業を行うものである。授業は弁理士・技術士（非常勤講師）が担当する。					
授業の進め方・方法	後期で講義とパソコンを使った演習を行う。残りは課題レポートを各自が行う。					
注意点	卒業研究など，研究開発を行う上で，知的財産権や特許に関する理解を深め，今後の研究開発を行う中で，その必要性和重要性を身に付けさせる科目である。また，卒業後、技術者として活躍するための倫理的行動を身につけさせる科目である。 本科目は学修単位である。調査・レポート作成など，放課後・家庭でのべ30時間の自学学習が課せられる。					
授業の属性・履修上の区分						
☐ アクティブラーニング		☐ ICT 利用		☐ 遠隔授業対応		☒ 実務経験のある教員による授業
授業計画						
		週	授業内容	週ごとの到達目標		
後期	3rdQ	1週	技術者倫理とは何か	倫理に関する基礎知識，公衆と専門家との関係，予防倫理について理解し，説明できる。		
		2週	技術者倫理とは何か	知的財産権の種類と概要について理解し，説明できる。また，知的財産権の活用例について理解し，説明できる。		
		3週	特許法の概要	特許法における特許要件，手続の流れまでを理解し，説明できる。		
		4週	特許法の概要	特許法における補正，権利侵害までを理解し，説明できる。		
		5週	特許文献検索	PCを用いた特許の検索法について理解し，説明できる。		
		6週	特許文献検索	PCを用いた特許の検索法について理解し，説明できる。また，権利範囲の考え方について理解し，説明できる。		
		7週	明細書の書き方，読み方	特許出願書類の作成の基本を理解し，簡単な書類を作成することができる。		
		8週	明細書の書き方，読み方	特許請求の範囲の記載は難しいことを実体験し，特許検索法や特許出願書類に関するレポートを作成できる。		
	4thQ	9週	意匠法の概要	意匠法における保護対象の意匠や、手続きの流れを理解し、説明できる。		
		10週	商標法の概要	商標法における保護対象の商標や、手続きの流れを理解し、説明できる。		
		11週	法律の遵守（1）	製造物責任法，個人情報保護法等についての基本的知識について理解し，説明できる。		

		12週	法律の遵守（２）	著作権法，労働法制等についての基本的知識について理解し，説明できる。
		13週	技術者のキャリアアップ	技術者の定義（IEA,JABEE）を通じて、目指す技術者像を明確にするとともに、技術者に求められるコンピテンシーについて理解し，説明できる。
		14週	一人前の技術者として備えておくべき倫理観	技術士法第４章，倫理綱領，研究活動における倫理について理解し，説明できるとともに，公益通報者保護法の概要について理解し，説明できる。
		15週	リスクとマネジメント・説明責任	リスクの定義、リスクマネジメント手法（ISO27000を含む）について理解し，説明できる．技術者の説明責任について，ISO32000とあわせて理解し，説明できる。
		16週	社会に出る学生諸君へのアドバイス	社会に出る学生に対してアドバイスを行う。

モデルコアカリキュラムの学習内容と到達目標

分類		分野	学習内容	学習内容の到達目標	到達レベル	授業週
基礎的能力	工学基礎	技術者倫理(知的財産、法令順守、持続可能性を含む)および技術史	技術者倫理(知的財産、法令順守、持続可能性を含む)および技術史	説明責任、製造物責任、リスクマネジメントなど、技術者の行動に関する基本的な責任事項を説明できる。	3	後1,後11
				現代社会の具体的な諸問題を題材に、自ら専門とする工学分野に関連させ、技術者倫理観に基づいて、取るべきふさわしい行動を説明できる。	3	後11
				技術者倫理が必要とされる社会的背景や重要性を認識している。	3	後11
				社会における技術者の役割と責任を説明できる。	3	後12,後14
				情報技術の進展が社会に及ぼす影響、個人情報保護法、著作権などの法律について説明できる。	3	後11
				高度情報通信ネットワーク社会の中核にある情報通信技術と倫理との関わりを説明できる。	3	後14
				環境問題の現状についての基本的な事項について把握し、科学技術が地球環境や社会に及ぼす影響を説明できる。	3	後12
				環境問題を考慮して、技術者としてふさわしい行動とは何かを説明できる。	3	後12
				国際社会における技術者としてふさわしい行動とは何かを説明できる。	3	後1,後2,後3
				過疎化、少子化など地方が抱える問題について認識し、地域社会に貢献するために科学技術が果たせる役割について説明できる。	3	後9,後14
				知的財産の社会的意義や重要性の観点から、知的財産に関する基本的な事項を説明できる。	3	後2,後3,後13
				知的財産の獲得などで必要な新規アイデアを生み出す技法などについて説明できる。	3	後13
				技術者の社会的責任、社会規範や法令を守ること、企業内の法令順守(コンプライアンス)の重要性について説明できる。	3	後3,後4,後5,後13
				技術者を目指す者として、諸外国の文化・慣習などを尊重し、それぞれの国や地域に適用される関係法令を守ることの重要性を把握している。	3	後3,後4,後5
				全ての人が将来にわたって安心して暮らせる持続可能な開発を実現するために、自らの専門分野から配慮すべきことが何かを説明できる。	3	後10,後11,後12
				技術者を目指す者として、平和の構築、異文化理解の推進、自然資源の維持、災害の防止などの課題に力を合わせて取り組んでいくことの重要性を認識している。	3	後10,後11,後12
分野横断的能力	総合的な学習経験と創造的思考力	総合的な学習経験と創造的思考力	総合的な学習経験と創造的思考力	科学技術が社会に与えてきた影響をもとに、技術者の役割や責任を説明できる。	3	後10,後11,後14
				科学者や技術者が、様々な困難を克服しながら技術の発展に寄与した姿を通し、技術者の使命・重要性について説明できる。	3	後10,後11,後14
				工学的な課題を論理的・合理的な方法で明確化できる。	3	後10
				公衆の健康、安全、文化、社会、環境への影響などの多様な観点から課題解決のために配慮すべきことを認識している。	3	後14
				要求に適合したシステム、構成要素、工程等の設計に取り組むことができる。	3	後14
				課題や要求に対する設計解を提示するための一連のプロセス(課題認識・構想・設計・製作・評価など)を実践できる。	3	後10
評価割合				提案する設計解が要求を満たすものであるか評価しなければならないことを把握している。	3	後10
				経済的、環境的、社会的、倫理的、健康と安全、製造可能性、持続可能性等に配慮して解決策を提案できる。	3	後10

評価割合

	レポート	合計
総合評価割合	100	100
総合評価割合	100	100